

女性に対する暴力をなくす運動



11月12日～11月25日

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、
男女平等参画社会の実現を阻害する要因となります。



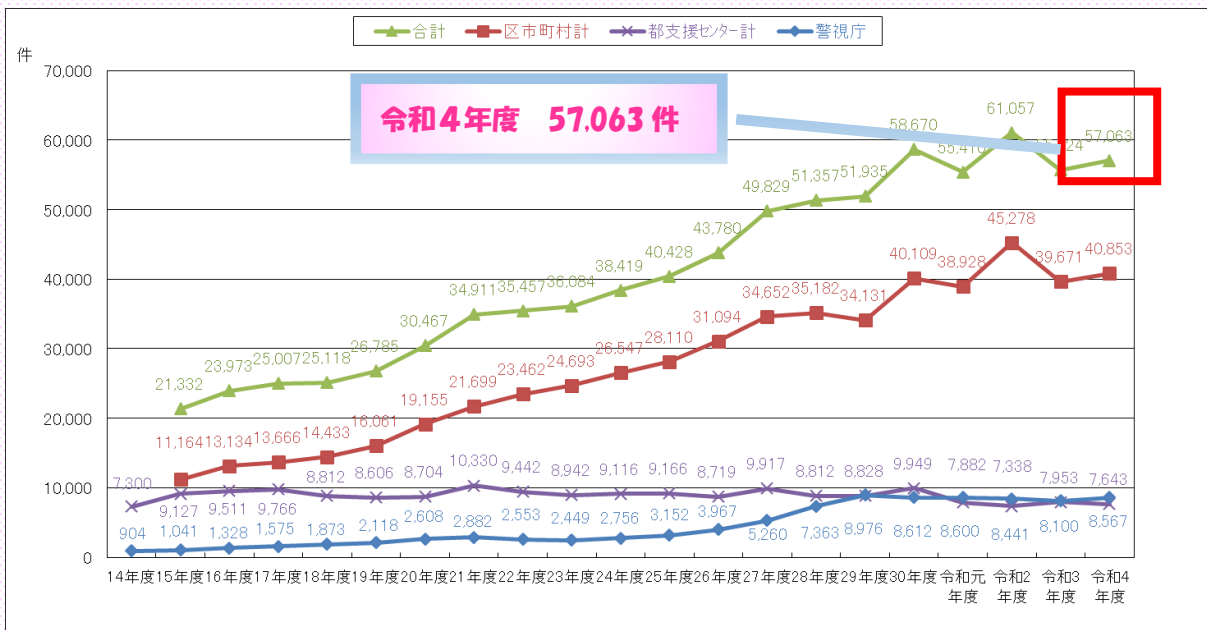
配偶者や交際相手からの暴力にはどのようなものがありますか？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力
<ul style="list-style-type: none"> ● なぐる ● ける ● 髪をひっぱる ● 首をしめる ● 腕をねじる ● 引きずりまわす ● 物をなげつける <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大声でどなる ● 実家や友人とつきあうのを制限したり電話・メールや手紙を細かくチェックしたりする ● 何を言っても無視して口をきかない ● バカにしたり命令するような口調でものを言ったりする ● 大切にしている物を壊したり捨てたりする ● 生活費を渡さない <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる ● いやがっているのに性行為を強要する ● 中絶を強要する ● 避妊に協力しない <p>など</p>

暴力は、なぐる、ける
だけではありません！

出典：パンフレット「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」（東京都生活文化スポーツ局）

都内の配偶者暴力相談の件数はどのくらいですか？



出典：東京都の配偶者暴力相談等件数の推移（令和4年度）（東京都生活文化スポーツ局）